

## 別記 「個人情報取扱特記事項」

### (基本的事項)

第1条 受託者は、本業務を処理するために個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う場合においては、同法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(同法第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う場合に限る。)その他の関係法令の規定を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、本業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

### (安全管理措置)

第3条 受託者は、本業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損および滅失の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (取扱い従業者等の明確化)

第4条 受託者は、本業務に係る個人情報について、取扱い従業者および責任者(以下「取扱い従業者等」という。)を明確にし、彦根市から求めがあったときは、彦根市に報告しなければならない。

### (取扱い従業者等への監督および教育)

第5条 受託者は、取扱い従業者等に対し、本業務に係る個人情報の適切な取扱いについて、必要かつ適切な監督および教育を行わなければならない。

### (持ち出しの禁止)

第6条 受託者は、彦根市の指示もしくは承諾がある場合または本業務を処理するために必要な範囲で持ち運ぶ場合を除き、本業務に係る個人情報を取り扱う作業場所から当該個人情報が記録された電子媒体または書類を持ち出してはならない。

### (再委託)

第7条 受託者は、本業務に係る個人情報の処理は、自ら行うこととし、彦根市が承諾した場合を除き第三者にその処理を委託してはならない。この場合において、彦根市は次項の規定による再委託先への個人情報に関する措置の内容を確認した上で、再委託の諾否を決定するものとする。

2 受託者は、彦根市の承諾を受けて本業務に係る個人情報の処理の再委託(受託者の子会社への再委託を含む。以下同じ。)を行う場合は、再委託先に対し、この契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 受託者は、再委託をしたときは、その旨を彦根市に通知しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 受託者は、本業務に係る個人情報を、当該業務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受託者は、本業務を処理するために彦根市から引き渡された個人情報が記録された資料等を、この契約に基づく利用および本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、または複製してはならない。

(事故等の報告義務)

第10条 受託者は、本業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の個人情報の安全管理に係る事案が発生した場合には、速やかに彦根市に報告し、彦根市の指示に従わなければならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

(個人情報の返却等)

第11条 受託者は、この契約が終了し、または解除されたときは、直ちに当該本業務に係る個人情報を彦根市に返却し、または漏えいを来さない方法により確実に処分しなければならない。ただし、受託者は、彦根市からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、彦根市の承認を受けて、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持する。この場合であっても、彦根市が破棄を指示した場合、受託者は直ちに当該資料または媒体等を破棄する。

(実地調査等)

第12条 彦根市は、受託者に対し、この契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項について、臨時もしくは定期に報告を求め、または実地調査等を行うことができる。

2 彦根市は、受託者に対し、この契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項を確認するために必要な範囲内において、再委託先に報告を求め、または実地調査等を行うよう指示することができる。

(契約の解除および損害賠償)

第13条 彦根市は、受託者がこの契約(個人情報取扱特記事項を含む。)に基づく個人情報の取扱いに係る遵守事項に違反していると認めたときは、この契約の解除および損害賠償の請求をすることができる。